

九州大学歯学部同窓会

Alumni Association, Faculty of Dental Science, Kyushu University

選挙規則



（目的）

第1条 この規則は九州大学歯学部同窓会会則第10条に定める会長および監事の選挙の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選挙権および被選挙権）

第2条 選挙権は九州大学歯学部同窓会の評議員が有する。

2 被選挙権は九州大学歯学部同窓会の正会員が有する。

（選挙管理委員会）

第3条 本会に選挙管理委員会を設ける。選挙管理委員会は評議員会の指名による3名の委員で構成し、委員長は互選とする。委員は会長が委嘱する。

2 選挙管理委員の任期は役員任期に準ずる。

3 選挙管理委員は役員および評議員を兼ねることはできない。また、会長候補者を推薦することもできない。

（選挙事務の管理）

第4条 選挙管理委員会は次の事項を行なう。

選挙の公示

立候補の受付

選挙の管理

その他選挙に関する一切の事項

（選挙の公示）

第5条 選挙は、選挙期日の2カ月前までに会報などで公示する。

（立候補の届け出）

第6条 立候補する者は、立候補締め切り日までに次の事項を記載した文書に選挙公報用の写真を添えて、選挙管理委員会に届け出なければならない。

立候補する役職名

氏名・年齢・住所・卒業期・所属支部

推薦者 2名

2 前項の届け出後候補者が辞退する場合には、選挙の7日前までに所定の文書を選挙管理委員会に届け出なければならない。ただし緊急の場合はこの限りではない。

（立候補者の公示）

第7条 選挙管理委員会は、立候補締め切り後、速やかに役職別の候補者を評議員に公示しなければならない。

（選挙）

第8条 評議員会において選挙を行なう。

2 投票用紙は選挙管理委員会が作成したものを使用する。

3 選挙は出席評議員の投票により行なう。郵送もしくは委任状による投票は認めない。

4 得票数の多い順に当選とする。同数の場合は同日中に再度決選投票を行なう。それでも同数の場合には抽選により決定する。

5 対立候補者がいない場合は、無投票で当選とする。

（選挙結果の公示）

第9条 選挙管理委員会は、選挙の結果を会報等により速やかに会員に公示する。

（選挙規則の改正）

第10条 選挙規則の改正については、理事会で審議を行ない、評議員会の承認をもって行なうものとする。

附則 この規則は、平成13年4月14日より施行する。

